

⑤ 多様な主体が子ども・子育て3法の仕組みに 参入することを促進するための事業

(子ども子育て支援法第 59 条第 4 号)

(条文)

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

4 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

次回以降検討

⑫. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（子ども・子育て支援法第59条第4号）

※子ども・子育て会議基準検討部会（第3回：H25.7.25 開催）資料2から

○新潟市における認定こども園、幼稚園、保育園の設置主体区分（H25.4.1 現在）

認定こども園・・・学校法人：8

幼稚園・・・県立：1、市立：11、学校法人：41、宗教法人：1

保育園・・・市立：88、社会福祉法人：114、財団法人：4、個人：1、学校法人：11

○国の子ども・子育て会議から具体的な内容等が示された後、ご意見等を伺いたい。